

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 304 回

今年もあと 2 か月となりました。地震、台風、大雨そして不景気（中小企業にとっては）と、いろいろありましたね。大変だったと思います。

ところで、「モノづくり大国ニッポン」は、もう今は昔と主張する人もみえますが、しかしながら大企業・中小企業を合わせて「メイド・イン・ジャパン」の技術は、まだまだ衰えてはいないように思います。

たとえば、リニア中央新幹線、宇宙エレベーター、地図自動生成システム、畳む全自動洗濯機などなど、最新技術が開発されています。

日本の未来技術も捨てたもんじゃないですね！

開発は夢を実現化する、身近な問題を解決するモノを作ることから始まります。

皆様も自分の廻りをよく見て「こうしたらいいな」、「こんなモノがあったらいいなあ」と気がつかれたことがあれば、「次の事業展開」へ繋がりますし、また新しい人脈にも繋がります。

大きな目で廻りを見てください。そして、未来を想像してください。また違った展開があるはずですよ！！

前田の《今人生を語る》第 209 回

めざめよ日本人 (131)

中国人のモラルのなさは、大変困ったことですが、最近は日本人のモラルのなさも目に付くようになってきました。特にダメなのが、交通ルールを守らないことですね。

自分が一番。「そのけそのけ、おいらが通る」的な人が増えてきています。

何が原因でしょうか？甘え、依頼心かな・・・？

せめて、自分だけでもモラルを守らなければ、と思います。

社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉について

竹尾 元宏

平成 28 年度の年末調整が近づいてきました。当年度から年末調整書類にマイナンバーの記載が義務付けられます。年末調整直前ですが、マイナンバーについてのおさらいと年末調整における注意点をまとめます。

新たにマイナンバーが必要になる書類とは？

書類名	変更点・注意事項
給与所得者の扶養控除等（異動）申告書	マイナンバーの記載が必要。 扶養家族のマイナンバーの記載が必要。
配偶者特別控除申告書	マイナンバーの記載が必要。
保険料控除申告書	マイナンバーの記載が必要。
住宅借入金等特別控除申告書	マイナンバーの記載は不要。 実務上はこれまでと取扱いに変更なし。

年末調整には上図の 4 つの書類が必要です。以下ではそれぞれについてマイナンバー制度導入にあたって変更や注意すべき点があるのかについて解説します。

給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

まずは「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」。配偶者控除や扶養控除、障害者控除などの控除を受けるための書類で、氏名や続柄、その年の間の所得の見積額などを記入します。自分のマイナンバー以外にも扶養親族のマイナンバーの記載が必要です。

配偶者特別控除申告書

配偶者特別控除を受けるため必要な書類。配偶者の氏名をはじめ、給与所得や事業所得など所得の内訳を記入し、自分で配偶者特別控除額までを記入する書類です。この書類にもマイナンバーの記載が必要になります。

保険料控除申告書

保険料控除申告書は先ほどの配偶者特別控除申告書と一緒にっており、「給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書」の右側が保険料控除申告書です。同じくマイナンバーの記載が必要になります。

住宅借入金等特別控除申告書

年末調整の書類で唯一マイナンバーの記載が要らない書類が「住宅借入金等特別控除申告書」です。住宅借入金等特別控除を受けるために必要な書類となります。年末調整に必要な書類には含まれますが、実務上は事業者も従業員もこれまでと同じ取り扱いで問題ありません。

まとめ

年末調整に関連する 4 つの書類のうち、3 つにマイナンバーの記載が必要になります。各書類の変更は小さなものですが、本人確認の方法やマイナンバーの管理方法などのルール作りが必要です。社内での周知徹底を急ぎましょう。